

訪問介護重要事項説明書

1 事業者（法人）概要

事業者名	社会福祉法人 北養会
代表者名	理事長 大久保 泰子
所在地 連絡先	住所 茨城県水戸市東原三丁目2番7号 電話 029-303-7373 FAX 029-303-7374

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護サービスセンター北勝園
事業所の種類	指定訪問介護事業所 ・ 指定介護予防訪問介護事業所 指定番号 0872100185
事業所の所在地	ひたちなか市津田2093-1
電話番号	029-272-1178
FAX 番号	029-274-1172
管 理 者	薄井 崇
サービス提供責任者	椎名 美穂 大塚 嘉子
通常の実施地域	ひたちなか市、水戸市、那珂市
北勝園が行うその他の事業	介護老人福祉施設 定員50名 地域密着型介護老人福祉施設 定員16名 短期入所生活介護 定員14名 通所介護 定員44名 地域密着型通所介護 定員 9名 居宅介護支援事業

3 営業日及びサービス時間

営 業 日	日曜日～土曜日(但し、12月31日～1月3日を除く)
サービス提供時間	日曜日～土曜日 6時～22時

4 サービスの提供時間帯

時間帯	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
実施 (○印)	○	○	○	

5 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
管 理 者	1	1		従業者及び業務の一元管理
サービス提供責任者 (介護福祉士)	2	1	1	サービス申込みの調整、訪問介護計画の作成と説明、訪問介護員のサービス内容の管理・提供状況の管理
訪 問 介 護 員	介護福祉士	3		サービスの提供
	1級ヘルパー			
	2級ヘルパー	3	3	

6 サービス内容

(1) 身体介護中心型

入浴・排泄・食事・更衣・移乗・移動等の身体に直接かかわる介護を行いません。
身体介護には、自立生活支援のための見守りの援助や、嚥下困難者の為の流動食等の調理も身体介護に含まれます。

(2) 生活援助中心型

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

(3) 身体・生活型

身体介護・生活援助の両方を必要とする方に、内容の割合によって組み合わせた支援を行います。

(4) 通院等乗降介助

定期的な通院にお困りの要介護者に対しヘルパー自らが運転する車両への乗車・降車の介助を行ない、合わせて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、受診手続き・薬取り等の介助を行いません。

7 訪問介護員の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、窓・庭掃除等）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又はその家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に応じた基本料金の1割～3割です。ただし、特例措置に該当する場合には、それを適用します。（「利用料金一覧表」参照）

介護保険の給付の限度額を超えたサービス利用は基本料金全額自己負担となります。

- ・ 通常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で基本料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象になります。

- 早朝（6：00～8：00）：25%
- 夜間（18：00～22：00）：25%
- 深夜（22：00～翌6：00）：50%

- ・ 基本料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準と致します。
- ・ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者様及びご利用者様の家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の基本料金をいただきます。

(2人の訪問介護員でサービスを行う場合)

- イ 利用者の身体的理由により一人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

- ハ その他利用者の状況等から判断して、イまたはハに準ずると認められる場合
- ・ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等の為の乗車又は降車の介助を行なうことの前後に連続して、相当の所要時間（20～30分程度以上）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行なう場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
- ・ 要介護1～5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

(2) 交通費

通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料となります。

それ以外にお住まいの方は、通常の実施地域の境界から起算して、片道1kmにつき20円ご負担いただきます。

また、生活援助等において、ヘルパーの車輛を利用した買物（薬取り）を余儀なくされた場合には、目的地までの往復走行距離に対して、1kmにつき20円（税別）をご負担いただきます。

(3) キャンセル料

契約書第10条第2項に該当するサービスの中止（取消）の場合は、下記の料金を求めます。ただし、急病による入院等で連絡不可能な状況にあった場合にはその限りではありません。

ご利用の2時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の2時間前までにご連絡いただけなかった場合	基本料金の10%

(4) その他

① サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月15日までにお支払い下さい。

なお、お支払方法は、**口座自動引落又は口座振込み**となります。

引き落としは、毎月15日（ゆうちょ銀行の場合は27日）お引き落としになります。

但し、毎月15日・27日が休日にあたる場合、翌銀行営業日に引き落としになります。また、15日・27日にお引き落としがなされない場合は、

7営業日後に再度お引き落としとなりますので、ご了承ください。

1. 北勝園指定口座へのお振込み

筑波銀行 水戸営業部 普通口座 0520111

社会福祉法人北養会 訪問介護サービスセンター北勝園

管理者 會澤 由希恵

2. 金融機関口座からの自動振替

この場合、別紙でのお申込書を記入して頂きます。

茨城県内に本店のある金融機関（銀行・農協・信用組合・信用金庫 郵便局 等）

③ご利用様がまだ要介護認定を受けていない場合には、基本料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

④介護保険からの給付額(基本料金)に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用様の負担額を変更します。

9 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員の決定

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者様からの交替申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者様からの特定の訪問介護員の指名はご遠慮願います。

②事業所側からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、ご利用者様およびその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮するものとします。

10 緊急時・事故等における対応方法

サービスの提供中に病状の急変など緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族）、利用者に係る居宅介護支援事業者・市町村等に連絡をするとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、5年間保存します。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、利用契約書第22条に基づき速やかに損害を賠償します。

甲の主治医	病 院 名	
	主 治 医	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先1	氏 名	続柄 []
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	携 帯 電 話	
緊急連絡先2	氏 名	続柄 []
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	携 帯 電 話	

1.1 サービス内容に関する苦情等相談窓口

お客様苦情相談常設窓口	訪問介護サービスセンター 北勝園 窓口責任者 椎名 美穂 電話 029-272-1178 (代表)
お客様相談室	茨城県国民保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室 ご利用時間 8:30~17:00 (月曜~金曜) 電話 029-301-1565
	茨城県運営適正強化委員会 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会) ご利用時間 9:00~17:00 (月曜~金曜) 電話 029-305-7193
	ひたちなか市福祉部介護保険課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-273-0111
	水戸市介護保険課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-297-1018
	那珂市介護長寿課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-298-1111

1.2. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	②. なし		

法人他事業	介護老人保健施設	くるみ館	(水戸市)
	ケアハウス	あんず館	(水戸市)
	特別養護老人ホーム	もみじ館	(水戸市)
	介護老人福祉施設	長生園	(水戸市)
	特別養護老人ホーム/救護施設	もくせい	(水戸市)
	介護老人保健施設	はなみずき	(水戸市)
	養護老人ホーム	北勝園みなと館	(ひたちなか市)
	就労支援センター	北勝園みなと館	(ひたちなか市)
	特別養護老人ホーム	さくら館	(東京都荒川区)
	コミュニティガーデン	つくば	(つくば市)
	いばらき中央福祉専門学校		(水戸市)
	医療専門学校	水戸メディカルカレッジ	(水戸市)
	アテンドハウス・ウエスト		(水戸市)
	スワン保育園		(水戸市/つくば市)
	北水会ファーム		(水戸市/ひたちなか市)
	関連事業	医療法人社団	北水会
株式会社		ケアレジデンス	
		スイコウアセット	
株式会社		ミカ	

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、甲に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者(乙)

水戸市堀町 1185

社会福祉法人 北養会

理事長 大久保 泰子

訪問介護サービスセンター北勝園

施設長 薄井 崇

説明者 サービス提供責任者

私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受けました。

私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

利用者(甲)

住所 _____

氏名 _____ (印)

代理人

住所 _____

氏名 _____ (印)

日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1 事業者（法人）概要

事業者名	社会福祉法人 北養会
代表者名	理事長 大久保 泰子
所在地 連絡先	住所 茨城県水戸市東原3丁目2番7号 電話 029-303-7373 FAX 029-303-7374

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護サービスセンター北勝園
事業所の種類	指定訪問介護事業所 指定番号 0872100185
事業所の所在地	ひたちなか市津田2093-1
電話番号	029-272-1178
FAX 番号	029-274-1172
管 理 者	會澤 由希恵
サービス提供責任者	椎名 美穂 大塚 嘉子
通常の実施地域	ひたちなか市、水戸市
北勝園が行うその他の事業	介護老人福祉施設 定員50名 地域密着型介護老人福祉施設 定員16名 短期入所生活介護 定員14名 通所介護 定員40名 地域密着型通所介護 定員 9名 居宅介護支援事業

3 営業日及びサービス時間

営 業 日	日曜日～土曜日(但し、12月31日～1月3日を除く)
サービス提供時間	日曜日～土曜日 6時～22時

4 サービスの提供時間帯

時間帯	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
実施 (○印)	○			

5 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤(人)	
管 理 者	1	1		従業者及び業務の一元管理
サービス提供責任者 (介護福祉士)	2	1	1	サービス申込みの調整、訪問介護計画の作成と説明、訪問介護員のサービス内容の管理・提供状況の管理
訪 問 介 護 員	介護福祉士	3		サービスの提供
	1級ヘルパー			
	2級ヘルパー	2	2	

6 サービス内容

自立援助訪問型サービス

運動機能向上・栄養改善・口腔ケア・閉じこもり予防・認知症予防を柱に、様々な工夫と適切な働きかけを行い、自立した生活が営めるよう支援します。

7 訪問介護員の禁止行為

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、窓・庭掃除等）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒・喫煙・飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又はその家族に対して行なう宗教・政治・営利活動、等の迷惑行為

8 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証に応じた基本利用料（料金表）の1割～3割です。ただし、特例措置に該当する場合には、それを適用します。（「利用料金一覧表」参照）

介護保険の給付の限度額を超えたサービス利用は基本料金全額自己負担となります。

- ・基本料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準と致します。
- ・2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者様及びご利用者様の家族の同意の上で、通常の利用料金の2倍の基本料金をいただきます。

(2) 交通費

通常サービス実施地域にお住まいの方は無料となります。

それ以外にお住まいの方は、通常の実施地域の境界から起算して、片道1kmにつき20円ご負担いただきます。

また、ヘルパーの車輛を利用した買物（薬取り）を余儀なくされた場合には、目的地までの往復走行距離に対して、1kmにつき20円＋消費税ご負担いただきます。

(3) キャンセル

利用予定のサービスをキャンセルする場合は、サービス提供の2時間前までに連絡するものとします。

ただし、急病による入院等で連絡不可能な状況にあった場合にはその限りではありません。

(4) その他

①サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

②料金のお支払方法

1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月15日までにお支払い下さい。

なお、お支払方法は、口座**自動引落**となります。

引き落としは、毎月15日（ゆうちょ銀行の場合は27日）お引き落としになります。

但し、毎月15日・27日が休日にあたる場合、翌銀行営業日に引き落としになります。また、15日・27日にお引き落としがなされない場合は、7営業日後に再度お引き落としとなりますので、ご了承ください。

1. 北勝園指定口座へのお振込み

筑波銀行 水戸営業部 普通口座 0520111

社会福祉法人北養会 訪問介護サービスセンター北勝園

管理者 會澤 由希恵

2. 金融機関口座からの自動振替

この場合、別紙でのお申込書を記入して頂きます。

茨城県内に本店のある金融機関（銀行・農協・信用組合・信用金庫 郵便局 等）

- ③ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、基本料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ④介護保険からの給付額(基本料金)に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

9 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員の決定

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者様からの交替申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者様からの特定の訪問介護員の指名はご遠慮願います。

②事業所側からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、ご利用者様およびその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

10 緊急時・事故等における対応方法

サービスの提供中に病状の急変など緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族）、利用者に係る居宅介護支援事業者・市町村等に連絡をするとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、5年間保存します。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、利用契約書第22条に基づき速やかに損害を賠償します。

甲の主治医	病 院 名	
	主 治 医	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先1	氏 名	続柄 []
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	携 帯 電 話	
緊急連絡先2	氏 名	続柄 []
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	携 帯 電 話	

1.1 サービス内容に関する苦情等相談窓口

お客様苦情相談常設窓口	訪問介護サービスセンター 北勝園 窓口責任者 椎名 美穂 電話 029-272-1178 (代表)
お客様相談室	茨城県国民保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室 ご利用時間 8:30~17:00 (月曜~金曜) 電話 029-301-1565
	茨城県運営適正強化委員会 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会) ご利用時間 9:00~17:00 (月曜~金曜) 電話 029-305-7193
	ひたちなか市福祉部介護保険課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-273-0111
	水戸市介護保険課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-297-1018
	那珂市介護長寿課 ご利用時間 8:30~17:15 (月曜~金曜) 電話 029-298-1111

1.2. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の 実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1. あり 2. なし
	② なし		

法人他事業	介護老人保健施設	くるみ館	(水戸市)	
	ケアハウス	あんず館	(水戸市)	
	特別養護老人ホーム	もみじ館	(水戸市)	
	介護老人福祉施設	長生園	(水戸市)	
	特別養護老人ホーム/救護施設	もくせい	(水戸市)	
	介護老人保健施設	はなみずき	(水戸市)	
	養護老人ホーム	北勝園みなと館	(ひたちなか市)	
	就労支援センター	北勝園みなと館	(ひたちなか市)	
	特別養護老人ホーム	さくら館	(東京都荒川区)	
	コミュニティガーデン	つくば	(つくば市)	
	いばらき中央福祉専門学校		(水戸市)	
		医療専門学校	水戸メディカルカレッジ	(水戸市)
		アテンドハウス・ウエスト		(水戸市)
	スワン保育園		(水戸市/つくば市)	
	北水会ファーム		(水戸市/ひたちなか市)	
関連事業		医療法人社団北水会		
		株式会社 ケアレジデンス		
		スイコウアセット		
		株式会社 ミカ		

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、甲に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者(乙)

ひたちなか市津田2093-1
社会福祉法人 北養会
訪問介護サービスセンター北勝園
管理者 薄井 崇

説明者 サービス提供責任者

私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受けました。

私は、訪問介護サービスの提供開始に同意します。

利用者(甲)

住所 _____

氏名 _____ ⑩

代理人

住所 _____

氏名 _____ ⑩